

三豊市農業委員会 5 月定例総会議事録

令和 4 年 5 月 2 0 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 5 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1・3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 3 0 名(農業委員 2 3 名、農地利用最適化推進委員 7 名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 讓	○	3 番	石井 徳和	○
			5 番	奈尾 正敏	○	6 番	近藤 省三	○
7 番	香川 政雄	○	8 番	秋山 正伸	○	9 番	大橋 正幸	○
1 0 番	糸川 正	○	1 1 番	三宅 幸一	○	1 2 番	前谷 晃年	○
1 3 番	丸岡 祐二	○	1 4 番	安藤 弘	○	1 5 番	長堀 和行	○
1 6 番	藤川 剛	○	1 7 番	菅 充司	○	1 8 番	石原 剛	○
1 9 番	組橋 進	○	2 0 番	河田 進	○	2 1 番	岡崎 和朗	○
2 2 番	宮崎 和代	○	2 3 番	吉田 由紀	○	2 4 番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

1 番	篠原 正文	○	3 番	近藤 泰義	○	2 1 番	辻 安司	○
3 0 番	三谷 清	○	3 9 番	矢野 篤	○	5 0 番	松永 克喜	○
5 6 番	柴坂 松良	○	6 0 番	秋山 貴生	○			

2. 署名委員

6 番 近藤 省三
1 5 番 長堀 和行

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局 次長 岡崎 英司
主 任 菅原 雅慶
主 任 大井 要平

5. 書 記

会計年度任用職員 山地 茉理子

6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 7 号 非農地通知の件について
議案第 8 号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会5月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。今日は定例総会ということで大変お忙しい中お集り頂きありがとうございます。また観音寺の会では、たくさんの方がご出席いただき長時間でしたがありがとうございます。今日はほぼ全員の推進委員さんが出席でありありがとうございます。テレビのスイッチを入れたら、コロナとウクライナの二つの話ばかりで世の中が変わってきております。またこれから食品関係の値上げが今からひどいのではないかと思います。日本は米に関しては自給率が100%ですので、この米を使って小麦に代わるような食糧の開発も今から急がれるかと思えます。米を使った餌もでてくるかと思えます。畜産経営においては餌が高騰しなかなか本腰をいれた経営ができない状態かと思えます。非常にたくさんの方がいろんな思いの中で不安でいっぱいの中になってきているかと思えます。私たちは水田農業、米を守る、米を作れるように我々が政府の方へ要請をしていかないと今の農業が回らないかと思えます。そんなことも思いながら、我々が声をあげていく取り組みをお願いしたいと思います。今日の議題はそんなにありませんが、皆様方の協力により議事の進行がスムーズに進みますようお願いいたします。また農林水産課からも有利な補助事業を受けられる話もしていただくので、そのあたりも聞いて頂き今後の農地の貸し借りについて前に進めて頂ければと思います。ありがとうございます。

事務局長 ありがとうございます。ただいまの出席農業委員は23名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は、「感染拡大防止集中対策期」であることを受け、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。また本日出席いただいている推進委員さんにおいては提出された意見を述べることは差支えありませんが、裁決には参加できませんのでよろしくお願い致します。それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会5月定例総会を開会いたします。最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号6番 近藤省三委員さんと、15番 長堀和行委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号6号を朗読 〕

以上6件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号6号の6件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。3ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号を朗読 〕

以上1件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の1件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。4ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号10号を朗読 〕

以上10件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

- 3 番 番号1号について説明します。譲渡人が高齢で農業ができなくなり農地の管理をしている方に貸していましたが、親戚でもある譲受人から農地を管理してもよいと話があり無償での所有権移転の話ができました。現地は農地として使用されており、問題ないと思われま。譲受人は持っている農地はすべて耕作しており周辺農地へ問題ありません。ご審議お願い致します。
- 9 番 番号2について説明します。譲受人と譲渡人は近所の関係です。申請地は農業委員会を通して貸借関係が以前よりあり水稻を作付けしています。譲渡人が労力不足で耕作できないため農地を譲り渡したいと相談した結果、双方で売買が成立しました。譲受人は所有農地もすべて耕作しております。現地を確認しましたが耕作するのに問題なく周辺農地への問題ありません。ご審議お願い致します。
- 1 1 番 番号3号について説明致します。譲渡人は高齢により耕作できなくなり同じ自治会の譲受人から農地を買いたいと話があり売買が成立しました。譲受人は広く果樹栽培をしており、申請地については利用を予定しているそうです。現地を確認しましたが、耕作に問題なく周辺農地への影響もありませんので、ご審議お願い致します。
- 1 4 番 番号4号について説明させていただきます。事情により譲渡人は弁護士がしております。譲受人は協議により要望をだしたところ成立が認められたので今回の所有権移転になりました。譲受人は柑橘類やにんにく等を栽培しています。申請地でもにんにく等を作る予定で、申請地は少し荒れていますが、これまでも少し荒れたところに手を加えて使用しており問題ないようです。また周辺へ影響も問題はないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。
- 1 4 番 番号5号について説明します。譲渡人と譲受人は昔親戚付き合いがあったようです。ぶどうを栽培していましたが10年ほど前から譲渡人が作付け依頼をして管理をしていました。譲受人は干しイチジクやハウスブドウを作付けしています。申請地はハウスブドウを作付けしています。
- 番号6号について説明します。関係は他人です。譲渡人の父が亡くなり農業をしないので買ってほしいと言われ買うことにしたようです。譲受人は兼業農家でブドウ、プロッコリー、スイートコーン等を栽培しております。申請地は、ブドウの廃園地です。引き続きブドウを栽培したいそうで、少し荒れているので時間はかかるかとおもいます。
- 番号7号についてです。関係は他人です。農業をしないので買ってほしいといわれ買うことになったようです。譲渡人の二人は兄弟です。申請地はきれいに整地されておりなんでも栽培できるようになっております。以上3件とも周辺への農地の影響もなく問題ないと思われま。ご審議よろしくをお願いします。
- 1 8 番 番号8号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。譲受人が空き家住宅を探しておりその土地の持ち主です。無農薬栽培をしております。使用作物はにんにく、ネギ、豆などです。続いて9号です。この人も空き家住宅を探しており、その人から土地が荒れて

はいけないので作ってほしいとのことで、以前から米・麦・花などを作っているそうです。周辺農地への問題ないですので、ご審議お願い致します。

- 2 0 番 番号10号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会で、数年前から放置されており全く農業をしていない状態であった為、譲受人は除草等をしていたそうです。周辺農地への問題はないので、ご審議お願い致します。
- 議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
- 一 同 [なしの声あり]
- 議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定により許可申請の件について」の番号1号から番号10号をお諮りします。ご異議ございませんか。
- 一 同 [異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定により許可申請の件について」の番号1号から番号10号の10件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。7ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。
- [議案第4号 番号1号を朗読]
- なお、農地区分につきましては、番号1号は第2種農地に該当致します。本件につきましては、営農条件および市街地化の状況から判断すると立地基準と、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する、一般基準に適合していると思われま。ご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんのでこれより質疑に入ります。ご質問はございませんか。
- 一 同 [なしの声あり]
- 議 長 ないようですので議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
- 一 同 [異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による

許可申請の件について」の番号1号は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませていただきます。8ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」ご説明を申し上げる前に、お伝えすることがございます。番号5号につきましては、申請の見直しを行いたいとのことで取り下げの申し出がありましたので、今回の上程は見送らせて頂きます。ご了承ください。よって番号1号から番号4号、番号6号から番号9号の8件につきまして、ご説明申し上げます。

[議案第5号 番号1号から番号4号、番号6号から番号9号を朗読]

なお、農地区分につきましては、番号6号は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、「住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であり、不許可の例外に該当します。その他は全て第2種農地であります。以上8件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

6番 番号1号について説明致します。譲受人は建設業を営んでおり、以前より建設残土処分地を探していましたが、現地の畑が荒れた状態でしたが今回話がまとまり、この申請になりました。個々に話を聞きましたがなんの問題もなく、周辺農地への問題はないと思います。

番号2号について説明いたします。1と関連した造成地です。農地とし造成し、完成後に譲受人に耕作してもらいます。なんの問題もないのでご審議お願い致します。

7番 番号4号の説明をいたします。譲渡人は農地を他人に貸していましたが、その人が老齢のため返却になり、その後遊休地になっています。住宅会社である譲受人が土地を探している情報を聞き、話がまとまりました。申請地は、道路に面して両側面が宅地で後ろは遊休地で、周辺農地への影響はないと思われまます。

2番 6号について説明致します。双方で話ができました。近隣についてもなんの問題もありませんのでご審議お願い致します。

議長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質

問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号、番号6号から番号9号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号、番号6号から番号9号の8件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませていただきます。11ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「農地法第5条1項の規定による事業計画変更申請の件」につきましては、番号1号、番号2号とも、先程の議案第5号番号5の案件と関連するものであり、こちらも申請の見直しを行いたいとのことで取り下げの申し出がありましたので、今回に上程は見送らせていただきます。ご了承下さい。以上です。

議長 議案第6号「農地法第5条1項の規定による事業計画変更申請の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。

一同 次に進ませていただきます。12ページをお開きください。議案第7号「非農地通知の件について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第7号 番号1号から番号4号を朗読]

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

3番 番号1号について説明します。位置図と構図をご覧ください。現地を確認しましたが、非農地として問題ないと思います。ご審議お願い致します。

1 1番 位置図と構図をご覧ください。4月の農業委員会で非農地通知の件で承認して頂き、そこに隣接するところです。とても畑に戻すには不可能な状態で農地に戻すのは難しいです。ご審議お願い致します。

1 7番 ここは農業委員会の職員さんと見にいきました。お墓の奥にある田です。見た

ところほとんど木が生え茂っており、どうしようもない状態です。ご審議お願い致します。

議 長 担当委員の説明は以上です。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第7号「非農地通知の件について」についてご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「非農地通知の件について」番号1～番号4の4件につきましては、対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。

それでは次に進ませていただきます。14ページをお開きください。議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「農地利用集積計画の件について①」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。14ページから99ページまでの農業者相互の貸借権の決定については件数169件、面積24.8ヘクタールでございます。また農地中間管理機構をかえした一括法式による貸借につきましては100ページから110ページまでとなっております。農地の管理者から、香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は19件であり、面積は5.37ヘクタールとなっております。今月の案件につきましては高松市のジャパンキウイ株式会社という法人が高瀬町の比地地区で約3.5ヘクタール、豊中町の下高野岡本比地大地区で約4.1ヘクタールの農地を、キウイフルーツの園地として借り受けるという貸借がございました。以上利用権の設定188件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります全てにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることと、3つの要件を満たしております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問ありませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第8号「農用地利用集積計の件について」はお諮りをいた

します。ご異議ございませんか？

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第8号「農用地利用集積計画の件について」は188件すべて適当とみとめ決定と致します。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農業経営改善計画の認定について(通知)

2. 農業委員会活動記録簿の記入について

3. その他

(1) 6月定例総会について

日 時 令和4年6月20日(月)午後1時30分

場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

議 長 _____

署名委員 _____

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
6月7日(火)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	三野町:前谷晃年	豊中町:長堀和行
		詫間町:石原 剛	仁尾町:河田 進

署名委員 _____

(3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
6月10日(金) 19:00~	三豊市農業委員会地区推進委員会	三豊市危機管理センター 3階会議室

(4) 配布物

・普及センターだより

閉 会 【 午後 3時30分 】